

令和 8 年度

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税

特別徴収のしおり

特別徴収事務についてのお問合せ

南陽市 税務課 (市町村コード 062138)

〒999-2292 山形県南陽市三間通436番地の1

課税内容・異動届出書等については・・・市民税係 (電話 0238-40-0258)

納入等については・・・・・・・・・・・・・収納係 (電話 0238-40-0263)

～ 目 次 ～

◇特別徴収事務及び税額の納入のしかた	1
◇納税者が転勤または退職等で異動した場合の手続き	2
◇退職所得の分離課税にかかる市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について	3
◇普通徴収から特別徴収への切替えについて	4
◇その他	4
(地方税共通納税システム、所在地・名称の変更、納期の特例、納入場所等、給与支払報告書について)	
◇納入書の記載について	5
◇届出書の提出期限	6
◇市民税・県民税・森林環境税の計算方法	7
◇非課税の範囲について	8
◇給与所得者異動届出書の記載要領	9
◇特別徴収切替届出書の記載要領	10
◇特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書の記載要領	11
◇提出用書類	
・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	3枚
・特別徴収切替届出書	1枚
・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	1枚
・指定通知書	1枚

特別徴収事務及び税額の納入のしかた

1 特別徴収とは

6月から翌年5月まで毎月事業主が給与から天引きした税額を、納税義務者個人に代わって納めていただく制度です。

(地方税法第321条の3及び第321条の5並びに市税条例第36条及び第38条)

2 特別徴収義務者とは

給与の支払いをする際、所得税を徴収する義務がある事業所で、市税条例第37条の規定により指定された事業所をいいます。

3 特別徴収される人

令和7年1月1日から令和7年12月31日に給与の支払いを受け、令和8年1月1日現在南陽市に住所を有し、かつ4月1日現在において給与の支払いを受けている人をいいます。

4 税額通知について

(1) 特別徴収税額通知は、書面及び電子のいずれかの方法で送付しております。「特別徴収義務者用」と「納税義務者用」がありますので、「納税義務者用」をすみやかに各納税者に送付してください。

(2) 年税額が均等割額に相当する金額以下の方については、第1期(6月分)に全額を納入してください。

5 納期限

月割額を徴収した翌月10日(10日が土・日・祝日の場合は翌営業日)です。

6 納入方法

(1) 地方税共通納税システムで納入

地方税共通納税システムとは、全ての都道府県・市区町村へ事業所等のパソコンから電子納税できる仕組みです。複数の地方公共団体に一括で納税することもできます。

地方税共通納税システムを利用するメリットとして、ダイレクト納付(事前に登録した口座からの直接納付)ができる、納税窓口まで足を運ばなくてもよい、市税以外(法人県民税、法人事業税等)にも対応している等があります。

詳細は、e L T A Xホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。

(2) 納入書を使って納入

各納税者から徴収した月割額の合計額を同封してある「納入書」によって、4ページに記載している金融機関で納入してください。

(3) 金融機関が提供するインターネットバンキングで納入

インターネットバンキングについては、金融機関にお問合せください。

7 退職者の一括徴収の場合(2ページに詳細な説明があります。)

退職などにより一括徴収した税額は、他の従業員にかかる特別徴収税額とあわせて納入してください。この納入税額は、納入書の「給与分」税額欄に他の在職者の月割額と合計して記入することになりますので注意してください。

8 納期限後納入にかかる延滞金及び督促手数料

納期限までに納入がない場合は、納期限後20日以内に督促状が送付されます。なお、督促手数料は1通につき100円です。

納期限までに月割額を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発行した日から起算して10日を経過した日までに、この月割額に係る徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

納期限までに月割額を完納しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に、年1%を加算した割合)に年7.3%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合))を加算した割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

9 特別徴収税額の変更

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額を通知した後に、税額を変更する必要が生じたときは、税額変更通知を送付します。「納税義務者用」については、納税者に直ちに送付してください。

納税者が転勤または退職等で異動した場合の手続き

異動があった場合は、異動があった月の提出期限までに必ず異動届出書を提出してください。

1 退職などの場合

退職などにより給与の支払いを受けなくなった場合は、給与の支払いを受けなくなった月の提出期限までに「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に退職した人の住所、氏名、特別徴収税額《年税額》、徴収済税額、未徴収税額、異動の事由等を記入して提出してください。

※提出期限は 6 ページを御覧ください。

給与から徴収できなくなった税額の納入方法には、次の 2 つがあります。

(1) 退職者の一括徴収

特別徴収税額の残っている従業員が退職し、次に該当するときは残税額を一度に徴収し、事業主が納税してください。

① 退職の日が令和 8 年 6 月 1 日から 12 月 31 日までの場合

その事由が発生した翌月以降の未納額は納税者と話し合いのうえ、一括徴収の申し出がある場合は、残税額をまとめて最終差引月の翌月分として納入してください。

② 退職の日が令和 9 年 1 月 1 日以降の場合

その事由が発生した翌月以降の未納額を納税者の申し出がなくても必ず一括徴収し、最終差引月の翌月分として納入してください。

(地方税法第 321 条の 5 第 2 項)

※ 注 意 点

「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の「A.一括徴収」欄に、納入予定月分、徴収予定額、徴収予定日と、異動した給与所得者への一括徴収に対する確認状況を記入してください。

(2) 退職者の普通徴収

(1)の①の場合で一括徴収しなかった場合は、南陽市から納税通知書を本人に送付し、本人が直接納付することになります。

納税管理人の指定

海外への転出等により市税の納付が困難な場合は、納税管理人を指定してください。

2 転勤の場合

勤務先が変わり、新しい勤務先でも引き続いて特別徴収されることを納税者が希望したときには、特別徴収を継続いたします。その際は、新しい勤務先と事前に調整のうえ、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の「C.特別徴収継続」欄に転勤先の事業所名と所在地、および何月分から徴収することになるか、その他必要な事項を記入して、期限までに提出してください。

※ 届出書の提出が遅れると、希望する月から徴収ができなくなりますので、6 ページにある【届出書の提出期限】を参照のうえ提出してください。提出が遅れると、納税者に負担がかかることとなります。

※ 非課税者について異動があった場合でも、異動届出書の提出をお願いします。

* 税額変更通知とともに変更後の納入書を毎月末日に送付しますので、納付月及び納期限を確認のうえ、新しく送付されたものをお使いください。(納入書は通知日の翌月分以降のものを送付しておりますので、通知日の月分から特別徴収が開始される場合は、予備の納入書をご使用ください。)

退職所得の分離課税にかかる市民税・県民税の特別徴収について

退職所得に対する市民税・県民税は、所得税と同様、他の所得と区分して退職手当等を支払う際に事業主（退職手当等の支払者）が税額を計算し、退職手当等の支払額からその税額を差し引いて納入することとされています。

1 分離課税にかかる所得割の納税義務者

退職所得等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在に、本市に住所を有し、退職手当等の支払いを受ける人です。ただし、下記の場合は除かれます。

- ①1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ②死亡により支払われる退職手当等

(死亡による退職手当等については相続税の課税対象となりますので、市民税・県民税は課税されません。)

2 税額の算出

$$\frac{\text{退職所得の金額} - \text{退職所得控除額}}{2} \times \text{税率}$$

※1 ※2

税率	
市民税	県民税
6%	4%

(1,000円未満端数切捨て)

※1 退職所得控除額

ア 勤続年数が20年以下の場合 40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)

イ 勤続年数が20年を超える場合 800万円+70万円×(勤続年数-20年)
本人が障害者になったことにより退職した場合は、控除額がさらに100万円加算されます。

※2 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、適用なし。

勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分は、適用なし。

3 納入方法

徴収した翌月10日までに納入してください。(10日が土・日・祝日の場合は翌営業日)

用紙は給与にかかる納入書と同一のものを使用し、徴収税額を「退職所得分」の欄に記入してください。なお、納入書の裏面が納入申告書になっていますので忘れずに記入してください。あわせて、「退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)」の提出をお願いします。

4 納入書裏面の記載例 ※表面の納入書にも記入が必要です。

納入する年月と退職所得より特別徴収した人員を記入してください。

退職手当等支払金額、退職所得から特別徴収した市民税・県民税の内訳を記入してください。

特別徴収義務者の住所(所在地)、氏名(名称)、法人番号13桁、個人事業主の場合は個人番号12桁を記入してください。

普通徴収から特別徴収への切替えについて

1 特別徴収切替届出書の提出期限

対 象 期	提 出 期 限 (必 着)
普通徴収 1 期分より切替 (納期限 6 月 30 日)	6 月 17 日(水)
普通徴収 2 期分より切替 (納期限 8 月 31 日)	8 月 19 日(水)
普通徴収 3 期分より切替 (納期限 11 月 2 日)	10 月 20 日(火)
普通徴収 4 期分より切替 (納期限 翌年 1 月 4 日)	12 月 16 日(水) 【最終】

入社等により、普通徴収から新たに特別徴収することとなった給与所得者については、「特別徴収切替届出書」を提出してください。

※特別徴収への変更通知は毎月末日に発送いたします。

普通徴収の納期限がすでに到来した税額については、特別徴収への切替えはできません。

2 翌年度から特別徴収を行う場合

普通徴収の納期限が経過し、翌年度から特別徴収を行うときは、「特別徴収切替届出書」の切替理由の 5 に○を記入し、令和 9 年 4 月 15 日までに提出してください。

そ の 他

1 給与支払報告書について

南陽市への給与支払報告書の提出には、e L T A X がご利用いただけます。e L T A X を利用するメリットとして、市役所への持参や郵送の手間が省ける、複数の地方公共団体へ一度に送信できる等がありますので、是非ご利用ください。

詳細は e L T A X ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。

2 所在地・名称の変更に伴う手続きについて

事業所の移転に伴う所在地変更や名称等に変更があった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を記入し、提出してください。

3 納期の特例について

給与の支払いを受ける総従業員が常時 10 人未満の場合は、特別徴収税額を年 2 回で納入することができます。この特例を受けるには申請書を提出し、市長の承認が必要となりますので、市民税係までご連絡ください。

4 納入場所等について

市民税・県民税の特別徴収については、次の本店・支店で納めることができます。

< 指定金融機関・収納代理金融機関名 > (順不同)

- ・山形銀行 ・きらやか銀行 ・荘内銀行 ・米沢信用金庫 ・東北労働金庫
- ・山形第一信用組合 ・山形おきたま農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行各支店及び銀行代理業を行う郵便局(東北 6 県内)

※ただし、ゆうちょ銀行または郵便局を利用される場合は、その利用するゆうちょ銀行等に対して別添の指定通知書が必要となりますので、1 回目の納入の際にゆうちょ銀行等に提出してください。

納入書の記載について

1 記入上のお願い

納入済通知書は機械で直接読み込みますので、記入数字は記入例にしたがって、黒のペンで丁寧に記入してください。

(記入例) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
 ※マークは記入しないでください。

● 大きすぎない	(悪い例) 1 2 4	⇒	(良い例) 1 2 4
● はみ出さない	6 7 9	⇒	6 7 9
● 小さすぎない	5 3 8	⇒	5 3 8
● 続けない	5 0 0	⇒	5 0 0
● 飾らない	1 7 9	⇒	1 7 9

2 納入金額に変更がない場合

納入金額(1)の欄に金額を印字してありますので、納入金額(2)のうち「給与分」及び「合計額」の2ヶ所を必ず記入のうえ、金融機関等で納入してください。

山形・県南陽市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書 13

市区町村コード 062138 口座番号 02430-6-960009 加入者名 南陽市会計管理者

納入金額(1) 42,300 円

納入金額(2) 給与分 42,300 合計額 42,300

納入済通知書の納入金額欄に※記号は記入しないでください。

3 納入金額に変更がある場合

納入すべき額が納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、金額が印字されていない予備の納入書に納入金額(1)(2)及び何月分の納入かを記入してください。

山形・県南陽市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書 13

市区町村コード 062138 口座番号 02430-6-960009 加入者名 南陽市会計管理者

納入金額(1) 176,800 円

納入金額(2) 給与分 49,800 退職所得分 127,000 合計額 176,800

納入済通知書の納入金額欄に※記号は記入しないでください。

4 注意

- 納入金額に変更がある場合は、3連の用紙すべてに金額を記入してください。
- 退職所得分の納入金額があるときは、給与分の納入金額に訂正がない場合でも、金額の印字されていない予備の納入書をお使いください。

届 出 書 の 提 出 期 限

変更月	提出期限（必着）	変更通知書発送日	変更月	提出期限（必着）	変更通知書発送日
5月	5月20日（水）	5月29日（金）	12月	12月16日（水）	12月25日（金）
6月	6月17日（水）	6月30日（火）	1月	1月20日（水）	1月29日（金）
7月	7月17日（金）	7月31日（金）	2月	2月16日（火）	2月26日（金）
8月	8月19日（水）	8月31日（月）	3月	3月18日（木）	3月31日（水）
9月	9月16日（水）	9月30日（水）	翌年度 4月	4月15日（木）	4月30日（金）
10月	10月20日（火）	10月30日（金）	翌年度 5月	5月18日（火）	5月31日（月）
11月	11月17日（火）	11月30日（月）			

※税額変更通知とともに変更後の納入書を毎月末日で送付しますので、納付月及び納期限を確認のうえ、新しく送付されたものをお使いください。
 （納入書は通知日の翌月分以降のものを送付しておりますので、通知日の月分から特別徴収が開始される場合は、予備の納入書をご使用ください。）

【 注意 】

(1) 給与所得者が退職した場合、必ず「給与所得者異動届出書」の提出をお願いいたします。「給与所得者異動届出書」の提出が遅れますと、納税義務者本人への納税通知書の送付が遅れ、少ない納付回数で納めなければなりません。

市民税・県民税の計算方法

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③

課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④

税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥

所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税⑧＝特別徴収税額⑨

特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。

3 「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

・均等割

市町村民税 3,000円 県民税 2,000円
(県民税のうち、やまがた緑環境税1,000円)

・所得割(総合課税分)

市町村民税 6% 県民税 4%

※分離課税分の税率についてはお問い合わせください。

・森林環境税 1,000円

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額		
医療費控除	医療費の実負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)		
社会保険料控除等	支払金額		
生命保険料控除	支払金額		
	控除額		
	新 12,000円以下のとき	全額	
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円	
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円	
	約 56,000円超のとき	28,000円	
旧 保険料控除	支払金額		
	控除額		
	15,000円以下のとき	全額	
	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円	
約 40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円		
	70,000円超のとき	35,000円	
控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)		
地震保険料控除	支払金額		
	控除額		
	地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
	50,000円超のとき	25,000円	
	旧長期契約	5,000円以下のとき	全額
	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円	
約 15,000円超のとき	10,000円		
控除	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円		

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	900万円超950万円以下		
配偶者控除	一般 33万円	22万円	11万円		
	老人 38万円	26万円	13万円		
配偶者特別控除	所得金額	控除額			
	58万円超95万円以下	3万円	2万円	1万円	特定
	95万円超100万円以下	3万円	2万円	1万円	親
	100万円超105万円以下	3万円	2万円	1万円	族
	105万円超110万円以下	2万円	1万円	9万円	特
	110万円超115万円以下	2万円	1万円	7万円	別
	115万円超120万円以下	1万円	1万円	6万円	控
	120万円超125万円以下	1万円	8万円	4万円	除
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	
障害者控除(特別障害者)(同居特別障害者)	2万円	3万円	3万円	扶養	一般
	3万円	3万円	3万円	老人	3万円
寡婦控除	2万円			特定	4万円
	3万円			同居老親等	4万円
ひとり親控除	2万円				
	2万円				
勤労学生控除	2万円				
	2万円				
	2万円				
基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	4,300万円		
	2,400万円超2,450万円以下	2,900万円			
	2,450万円超2,500万円以下	1,500万円			

◎税額控除(調整控除)

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

【合計課税所得金額が200万円以下の者】

次の①と②のいずれか少ない額の5% (県民税2%、市民税3%)に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

【合計課税所得金額が200万円超の者】

①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5% (県民税2%、市民税3%)に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下
障害者控除	普通 1万円	900万円超950万円以下	4万円
	特別 10万円	950万円超1,000万円以下	2万円
	同居特別 2万円	配偶者控除	一般 5万円
寡婦控除	1万円	老人 10万円	6万円
	1万円	同居老親等 10万円	3万円
ひとり親控除	父 1万円	扶養控除	一般 5万円
	母 5万円	特定 1.8万円	同居老親等 1.3万円
勤労学生控除	1万円		

◎税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合は、当該金額がなかったものとして計算した金額)

②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額

- 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 住所地の道府県共同基金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

非課税の範囲について

市民税・県民税非課税の範

次に該当する方は、市民税・県民税が課税されません。

- イ 1月1日から12月31日までに所得が全くない方
- ロ 1月1日時点で生活保護法による生活扶助を受けている方
- ハ 未成年者、障害者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方

市民税・県民税の均等割非課税

次に該当する方は、市民税・県民税の均等割が課税されません。

- 1月1日から12月31日までの所得が
(同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) × 28万円 + 10万円に控除対象配偶者または扶養親族を有する場合は17万円を加算した金額以下の方

市民税・県民税の所得割非課税

次に該当する方は、市民税・県民税の所得割が課税されません。

- 1月1日から12月31日までの所得が
(同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) × 35万円 + 10万円に控除対象配偶者または扶養親族を有する場合は32万円を加算した金額以下の方

森林環境税の非課税者

次に該当する方は、森林環境税（国税）が課税されません。

- ・1月1日から12月31日までの所得が
(同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) × 28万円 + 10万円に控除対象配偶者または扶養親族を有する場合は16万8千円を加算した金額以下の方
- ・上記、「市民税・県民税非課税の範囲」のイ、ロ、ハに該当する方

年 月 日

様

南陽市長 白岩孝夫



指定通知書

貴店を地方税法第 321 条の 5 第 4 項の規定に基づいて、南陽市の市民税・県民税（特別徴収税額）取扱店舗に指定しましたので通知します。

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1. 口座番号 | 02430 — 6 — 960009 |
| 1. 加入者の名称 | 南陽市会計管理者 |
| 1. 取りまとめ局 | 仙台貯金事務センター |

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行及び銀行代理業を行う郵便局を利用される場合は、右の「指定通知書」に利用される店舗名および日付をご記入の上、第 1 回納入のとき、その店舗に納入書を添えて提出して下さい。

切りとり線